（関東地方更生保護委員会事務局総務課長）同　大澄　穂高
甲府保護観察所長に昇任させる　中三　利幸
（釧路保護観察所長）同　山下　道雄
長野保護観察所長に配置換する　佐藤比呂明
（長野保護観察所長）同
静岡保護観察所長に配置換する　曽根崎哲也
（福岡保護観察所首席保護観察官）同
岐阜保護観察所長に昇任させる　當山　孝明
（福岡保護観察所長）同
名古屋保護観察所長に配置換する　大矢　裕
（奈良保護観察所長）同
津保護観察所長に配置換する　乗松　隆二
（富山保護観察所長）同
大津保護観察所長に配置換する　小野　篤郎
（四国地方更生保護委員会事務局長）同
京都保護観察所長に転任させる　小西　**直哉**
（法務省保護局更生保護振興課長）同
大阪保護観察所長に転任させる　西村　穣
（さいたま保護観察所長）同　廣川　洋一
神戸保護観察所長に配置換する　麻生美保子
（大阪保護観察所堺支部長）同
奈良保護観察所長に昇任させる　石原　浩一
（横浜保護観察所企画調整課長）同
和歌山保護観察所長に昇任させる　安田　健二
（九州地方更生保護委員会事務局総務課長）同
松江保護観察所長に昇任させる　寺戸　亮二
（京都保護観察所長）同
広島保護観察所長に配置換する　嘉屋　進
（那覇保護観察所長）同
山口保護観察所長に配置換する　川端　英樹
（和歌山保護観察所長）同
高松保護観察所長に配置換する　橋本三千代
（大阪保護観察所首席保護観察官（第一担当））同
松山保護観察所長に昇任させる
（中部地方更生保護委員会事務局長）同　中三　利幸
福岡保護観察所長に転任させる　山下　道雄
（福岡保護観察所北九州支部長）同　曽根崎哲也
熊本保護観察所長に昇任させる　伊藤　俊惠
（名古屋保護観察所企画調整課長）同
大分保護観察所長に昇任させる　小関　康幸
（中国地方更生保護委員会事務局総務課長）同　今福　章二
鹿児島保護観察所長に昇任させる　西山　秀明
（法務省保護局総務課長補佐（補佐官））同　福山　和昭
那覇保護観察所長に昇任させる　三村　修行
（入国者収容所大村入国管理センター所長）同　戸上　英二
入国審査官（福岡入国管理局長）に昇任させる　江口　隆徳
（東京入国管理局次長）入国審査官　佐藤　弘之
東京入国管理局羽田空港支局長に転任させる
（外務省領事局旅券課長）外務事務官　江川　雅裕
入国審査官（大阪入国管理局関西空港支局長）に転任させる　都倉　裕士
（仙台入国管理局次長）入国審査官　石阪　敏則
大阪入国管理局神戸支局長に転任させる　吉田　恭子
（名古屋入国管理局審査監理官）　橋本三千代
同

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３０号
埼玉県所沢市小手指町３丁目25番地の８
カーネルハイツ２―302
債務者　本村　茂美
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７８号
大阪府豊能郡能勢町倉垣49番地
債務者　西富　修
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時５分
５　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３２号
兵庫県姫路市香寺町香呂338番地３
債務者　大西　知子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　勉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６号
大阪府富田林市錦織中１丁目12番10号　203
債務者　髙山　明雄
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日まで
５　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
大阪府富田林市金剛伏山台15番２―305号
債務者　齋藤　秀康
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
堺市中区毛穴町218番地１　シャーメゾン鈴の宮106号
債務者　冨山　江美
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目３番地　Ｍ２―244号
債務者　鳴川　則夫
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　拓人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４５０号
埼玉県戸田市下前２丁目１番５―504号
債務者　池田　稔彦
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小沢　剛司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係